

**令和6年度マイスターハイスクール普及促進事業
拠点校選定に係る企画提案募集要項**

文部科学省の「令和6年度マイスターハイスクール普及促進事業（連携体制強化型）」へ申請するにあたり、同事業に係る企画提案を公募し、取組の拠点となる高校等を選定する。

1 募集概要

(1) 業務の目的

将来にわたって本県経済を牽引するリーディング産業と専門高校、地方自治体が一体となり、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材を育成する。

(2) 業務名

令和6年度マイスターハイスクール普及促進事業業務委託

(3) 業務委託者

静岡県知事 川勝 平太

(4) 執行所属

静岡県経済産業部産業革新局新産業集積課

2 募集業務の内容

(1) 募集内容

区分	内容
① 事業運営委員会等の構成	・ 県が設置する事業運営委員会の人選（産業界・高校等）
② 事業運営委員会等における検討事項	・ 本事業により解決したい事項 等
③ 高校で実施する企業と連携した体系的教育活動	・ 企業と連携して体系的に取り組む教育活動計画 ・ 産業実務家教員（企業の技術者や研究者等）による授業計画 等
④ 育成または配置する産学連携コーディネータ	・ 産学連携コーディネータの人選及び職務内容 等
⑤ 成果発信	・ 本事業で得られた成果の効果的な発信方法 等

※産業界、大学等の連携先機関及び関係自治体との調整が済んでいること

(2) 委託業務期間

契約日から令和7年度の契約満了日まで

（ただし、毎年度、事業の実施事業状況等について評価を行い、事業継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎行うものとする。）

(3) 委託限度額

7,000,000円／年（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 委託費の支払方法

委託契約業務完了検査合格後、委託業務に要した額と、契約金額のいずれか低い額を支払う。

3 対象校

職業を主とする専門学科又は総合学科を設置する高等学校

※公立・国立・私立の別は問わない。

4 対象経費

設備備品費、人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費

5 注意事項

【事業実施にあたり注意すべき事項】

- (1) 静岡県及び関係自治体の指示に基づき、事業期間中、提案事業を継続して行うこと。
- (2) 文部科学省のマイスターハイスクール事業普及促進事業（連携体制強化型）に関する公募要領等を参照すること。
文部科学省ホームページ
<URL https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/mext_00350.html>
- (3) この企画提案による契約は、国の採択及び当該業務に係る令和6年度静岡県一般会計補正予算の成立を条件とする。
- (4) 委託先は、委託を受けた事業を第三者に委託することはできない。

6 応募手続

- (1) 応募期間
令和6年2月29日（木）から3月7日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 応募方法
持参、郵送又は電子メールにより、必要書類（下記（4）参照）を提出すること。持参の場合における受付時間は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。
- (3) 提出先
後述の「12 提出先、問合せ先」を参照
- (4) 提出書類
提出書類については以下のとおり。

提出書類		内 容
①	企画提案書表紙	様式第1号
②	企画提案書 (任意様式)	・事業概要・目的・実施体制（管理機関（県）、拠点となる高校、連携する産業界の体制について記載）をまとめたもの ・A4横パワーポイント形式を基本とする。
③	業務計画書	様式第2号
④	学校概要等	パンフレット等
※	上記内容については契約候補者を選定するためのものであり、実施内容は県との協議により決定する。	

(5) 様式等の入手方法

下記からダウンロードすること。

静岡県ホームページ「入札・業務委託・プロポーザル等（経済産業部）」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukeizaisangyou/1061309.html>

(6) 応募に係る留意事項

ア 応募件数

1者につき1件まで

イ 応募書類の返却について

応募書類は、原則として返却しない。

ウ 有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。また、応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

エ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。

オ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募する者の負担とする。

カ 応募書類の取り扱い

提出された書類は、原則として、県に対する情報公開の対象文書となる。

キ 企画提案書等の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、虚偽の記載、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

7 参加表明書の提出

提案参加希望者は、参加表明書（様式第3号）を提出すること。参加表明書の提出がない者の参加は認めない。

(1) 提出期限

令和6年3月5日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出先

後述の「12 提出先、問合せ先」を参照

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は、辞退書（様式第4号）を「6

(1) 応募期間」に提出すること。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、質問書（別紙1）により行うものとし、電子メール又はFAXにて受け付ける。なお、いずれの場合も着信を担当者に電話で確認すること。

ア 受付期間：令和6年2月29日（木）から3月5日（火）午後5時まで

イ 提出先：「12 提出先、問合せ先」を参照

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、随時、下記ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

静岡県ホームページ「入札・業務委託・プロポーザル等（経済産業部）」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukeizaisangyou/1061309.html>

9 契約候補者の特定（ヒアリング審査または書面審査）

企画提案書を提出した者を対象にヒアリングまたは書面による審査を実施し、契約候補者を特定する。審査では表 1 に掲げる評価項目に基づき数値（得点）で評価し、評価の合計が高い者から契約候補者として特定する。なお、同点の場合は、見積額の低い者を優先して特定し、見積額が同額の場合は審査委員の協議により特定する。

審査は提案書により行い、別資料による説明は原則として認めない。ただし、事前に静岡県の了解を得た場合は、この限りでない。

(1) 実施日時

令和 6 年 3 月 11 日（月）

開始時刻は、別途電子メールにより各提案者に対して通知する。

(2) 実施場所

静岡県庁別館 9 階第 2 会議室（静岡市葵区追手町 9-6）

（WEB 会議室に変更する場合がある。詳細は別途通知する。）

(3) 所要時間

各提案者 30 分程度を予定（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分）。

(4) 出席者

原則、業務責任者を含む計 3 名以内とする。

(5) 選定結果の通知

契約候補者に対しては、特定通知書により審査実施後、3 日以内に通知する。

契約候補者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面（非特定通知書）により審査実施後、3 日以内に通知する。

(表 1)

審 査 項 目	
1 本事業の構想等について	
(1)	事業概要、事業目的が本事業の趣旨目的と合致していること
(2)	事業実施により期待される成果・目標が明確に設定されており、客観的に検証できる計画・指標となっていること
(3)	成果の発信方法について考えられていること
2 事業運営会議の設置・連携体制の構築に関する具体的方策	

	(1) 事業運営会議の構成員が、産業界、大学、高専等の連携先機関や地方自治体等、適切な人選となっていること
	(2) 本会議の役割が明確かつ具体的に設定され、適切なものとなっていること
	(3) 本会議で検討する事項について、具体的かつ実現可能な内容となっていること
3 専門高校等における企業と連携した体系的教育活動の実施	
	(1) 企業と連携した教育活動について、単発的なものではなく体系的な活動となっていること
	(2) 学校の依頼に基づく活動ではなく、企業と学校が協働して取り組むような活動となっていること
	(3) 産業実務家教員（企業等の技術者、研究者等）が適切に活用されていること
4 産学連携コーディネーターの育成または配置	
	(1) 産学連携コーディネーターの人選が適切であること
	(2) 本事業の趣旨を達成するために、十分な勤務体制となっていること
	(3) 産学連携コーディネーターとしての役割や職務内容などが明確かつ具体的に設定されており、適切であること
5 本事業の実施計画及び経費について	
	(1) 実施計画が具体的かつ明確に設定され、実現性が高いものになっていること
	(2) 事業計画を実施するために適切な経費が計上されていること

10 国への申請

静岡県は、契約候補者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、国へ申請する。申請書の内容は、契約候補者から提案された内容を基本とするが、協議により最終的に決定する。

11 契約の締結

(1) 契約方法

国の採択が決定し、国と静岡県が契約締結した後、契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終的に決定する。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(3) 労働関係法令遵守に関する誓約書の提出について

契約候補者は静岡県と公契約を提出するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

なお、公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

12 提出先、問合せ先

静岡県経済産業部産業革新局新産業集積課技術振興班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館9階）

電話：054-221-2985 FAX：054-221-2698

E-mail：trc@pref.shizuoka.lg.jp